

福岡県風俗案内業の規制に関する条例に基づく指示及び事業停止命令の基準に関する規程新旧対照表

(改正部分は、下線部分である。)

旧		新																																																													
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(常習違反加重)</p> <p>第10条 最近3年間に事業停止命令を受けた者に対して事業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がAに相当するときを除き、当該事業停止命令の処分事由について第7条から第9条までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に事業停止命令を受けた回数の2倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、条例で定める期間を超えることができない。</p> <p>(事業停止命令に係る期間の決定)</p> <p>第11条 事業停止命令により風俗案内業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 量定がAに相当するもの以外のものについて事業停止命令を行う場合は、別表に定める量定に応じた基準期間(第8条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、第9条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、<u>第10条</u>に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。)によることとする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、情状により、第7条から<u>第10条</u>までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>別表(第7条、第11条関係)</p>		<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(常習違反加重)</p> <p>第10条 最近3年間に事業停止命令を受けた者に対して事業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がAに相当するときを除き、当該事業停止命令の処分事由について前3条に定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に事業停止命令を受けた回数の2倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、条例で定める期間を超えることができない。</p> <p>(事業停止命令に係る期間の決定)</p> <p>第11条 事業停止命令により風俗案内業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 量定がAに相当するもの以外のものについて事業停止命令を行う場合は、別表に定める量定に応じた基準期間(第8条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、第9条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、<u>前条</u>に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。)によることとする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、情状により、第7条から<u>前条</u>までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>別表(第7条、第11条関係)</p>																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項</th> <th>違反事項</th> <th>関係条項</th> <th>量定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">条例の規定又は条例に基づく処分に違反する行為</td> <td>1</td> <td>事業届出義務違反</td> <td>条例第3条第1項及び第3項並びに第21条第1号及び第2号</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td colspan="4">~~~~~</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">他の法令の規定に違反する行為</td> <td colspan="4">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>福岡県迷惑行為防止条例第11条第3項(同条例第5条第1項第1号、第2号又は第4号から第6号までに係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為</td> <td></td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>福岡県迷惑行為防止条例第11条第3項(同条例第5条第1項第3号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為</td> <td></td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>福岡県迷惑行為防止条例第11条第4項(同条例第5条第1項第1号、第4号又は第6号</td> <td></td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項	違反事項	関係条項	量定	条例の規定又は条例に基づく処分に違反する行為	1	事業届出義務違反	条例第3条第1項及び第3項並びに第21条第1号及び第2号	C	~~~~~				他の法令の規定に違反する行為	~~~~~				28	福岡県迷惑行為防止条例第11条第3項(同条例第5条第1項第1号、第2号又は第4号から第6号までに係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		B	29	福岡県迷惑行為防止条例第11条第3項(同条例第5条第1項第3号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		A	30	福岡県迷惑行為防止条例第11条第4項(同条例第5条第1項第1号、第4号又は第6号		C	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項</th> <th>違反事項</th> <th>関係条項</th> <th>量定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">条例の規定又は条例に基づく処分に違反する行為</td> <td>1</td> <td>事業届出義務違反</td> <td>条例第3条第1項及び第3項並びに第21条第1号及び第2号</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td colspan="4">~~~~~</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">他の法令の規定に違反する行為</td> <td colspan="4">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>福岡県迷惑行為防止条例第11条第4項(同条例第5条第1項第1号、第2号又は第4号から第6号までに係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為</td> <td></td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>福岡県迷惑行為防止条例第11条第4項(同条例第5条第1項第3号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為</td> <td></td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>福岡県迷惑行為防止条例第11条第5項(同条例第5条第1項第1号、第4号又は第6号</td> <td></td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項	違反事項	関係条項	量定	条例の規定又は条例に基づく処分に違反する行為	1	事業届出義務違反	条例第3条第1項及び第3項並びに第21条第1号及び第2号	C	~~~~~				他の法令の規定に違反する行為	~~~~~				28	福岡県迷惑行為防止条例第11条第4項(同条例第5条第1項第1号、第2号又は第4号から第6号までに係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		B	29	福岡県迷惑行為防止条例第11条第4項(同条例第5条第1項第3号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		A	30	福岡県迷惑行為防止条例第11条第5項(同条例第5条第1項第1号、第4号又は第6号		C
区分	項	違反事項	関係条項	量定																																																											
条例の規定又は条例に基づく処分に違反する行為	1	事業届出義務違反	条例第3条第1項及び第3項並びに第21条第1号及び第2号	C																																																											
	~~~~~																																																														
他の法令の規定に違反する行為	~~~~~																																																														
	28	福岡県迷惑行為防止条例第11条第3項(同条例第5条第1項第1号、第2号又は第4号から第6号までに係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		B																																																											
	29	福岡県迷惑行為防止条例第11条第3項(同条例第5条第1項第3号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		A																																																											
30	福岡県迷惑行為防止条例第11条第4項(同条例第5条第1項第1号、第4号又は第6号		C																																																												
区分	項	違反事項	関係条項	量定																																																											
条例の規定又は条例に基づく処分に違反する行為	1	事業届出義務違反	条例第3条第1項及び第3項並びに第21条第1号及び第2号	C																																																											
	~~~~~																																																														
他の法令の規定に違反する行為	~~~~~																																																														
	28	福岡県迷惑行為防止条例第11条第4項(同条例第5条第1項第1号、第2号又は第4号から第6号までに係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		B																																																											
	29	福岡県迷惑行為防止条例第11条第4項(同条例第5条第1項第3号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		A																																																											
30	福岡県迷惑行為防止条例第11条第5項(同条例第5条第1項第1号、第4号又は第6号		C																																																												

	に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		
3 1	福岡県迷惑行為防止条例第11条第4項(同条例第5条第1項第2号又は第5号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		E
3 2	福岡県迷惑行為防止条例第11条第4項(同条例第5条第1項第3号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		A
3 3	福岡県迷惑行為防止条例第11条第5項又は第6項の罪に当たる違法な行為		D
~~~~~			
3 5	福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)第25条第1項第3号の罪に当たる違法な行為		A
備考 (略)			

	に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		
3 1	福岡県迷惑行為防止条例第11条第5項(同条例第5条第1項第2号又は第5号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		E
3 2	福岡県迷惑行為防止条例第11条第5項(同条例第5条第1項第3号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		A
3 3	福岡県迷惑行為防止条例第11条第6項又は第7項の罪に当たる違法な行為		D
~~~~~			
3 5	福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)第25条第1項第3号の罪に当たる違法な行為		A
備考 (略)			